

## 緊急小口資金（特例貸付）のご案内

新型コロナウイルス感染症による休業等により、緊急かつ一時的に収入が減少した世帯（低所得世帯に限らない）に対して、当座の生活費の貸付をいたします。

※受付期間は令和4年9月末までです。※運転資金・設備資金は、対象外です。

### 貸付金額10万円以内

#### ※下記に該当する世帯は20万円以内の貸付が可能です

- (1) 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいるとき。
- (2) 世帯員に要介護者がいるとき。
- (3) 世帯員が4人以上いるとき。
- (4) 世帯員に①又は②の子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき。
  - ① 新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休校した小学校等に通う子。
  - ② 風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子。
- (5) 世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき。
- (6) その他、特に資金の貸付需要があると認められるとき。

●利 子 無利子

●据 置 期 間 令和5年12月末まで

●返 済 期 間 据置期間後、2年以内

●連帯保証人 不要

※ただし返済期間内に返済が完了しない場合は、貸付残金に対して年3.0%の延滞利子が発生します。

※この貸付金は償還（返済）が必要ですが、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還免除の特例が設けられています。

#### ●申込に必要となるもの

①本人確認書類（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、健康保険証など）

※外国籍の方の場合は「在留カード（特別永住者証明書）」でも可

②世帯全員が記載されている住民票（3ヶ月以内でマイナンバー表示がないもの）

③印鑑（シャチハタ以外）

④収入の減少が確認できる書類（給与明細、通帳、帳簿書類、離職票など）

⑤口座を確認できるもの（通帳又はキャッシュカード）

#### ●審査および貸付送金まで

申し込まれた書類は秋田県社会福祉協議会で審査され、貸付の可否が決定されます。要件に該当しない場合、減額又は貸付を行わない場合があります。

#### ●お問い合わせ先

社会福祉法人男鹿市社会福祉協議会

〒010-0511 男鹿市船川港船川字片田 74 男鹿市保健福祉センター内

TEL：0185-23-2772 FAX：0185-24-3301